

双葉町の皆さんへ

予約不要

文部科学省 原子力損害賠償紛争解決(ADR)センターが
双葉町と連携して 健康診断会場に出張窓口を開設します
弁護士等の専門家と その場で話をすることができます

ご利用は無料

このような ご事情はありませんか



介護や子の世話を
しながら避難した



長年 双葉町に居住し
地域との結びつきが強い

*裏面の和解事例「公表番号2104」をご参照下さい



避難によって
家族が離れ離れに



自宅の除染
作業を行った



自家消費していた
野菜や米を
作れなくなった



直接請求した
営業損害を
ADRで改めて算定

個別の事情に基づいて
東京電力への
直接請求によるよりも
増額されたり
直接請求では
受けられなかった
賠償が受けられる
場合があります

「自分も該当するかも」と思った方は、下記日程で設置する出張窓口にお越し下さい
2025年(令和7年)

9月9日(火)	9月23日(火・祝)	10月31日(金)
ウィル福島 〔福島市鎌田字卸町10-1〕 ADR受付時間 9:00 ~ 12:00	新舞子ハイツ 〔いわき市平下高久南谷地16-4〕 ADR受付時間 9:00 ~ 12:30	万葉ふれあいセンター 〔南相馬市鹿島区寺内字迎田22〕 ADR受付時間 9:30 ~ 12:00

双葉町以外の方でもご利用できます。健康診断を受診されない方でもご利用できます。

国の機関であるADRセンターでは 無料で話し合いによる解決の仲介をします



ADR手続の流れ

文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター (ADRセンター)



0120-377-155 (平日10:00~17:00)

平日昼間には時間が取れない方は

平日夜間・土曜窓口 を

ご利用ください (ご利用は無料)

2026年3月までの

偶数月 第1土曜日 13~17時 ▶ 10月は 4日(土)

奇数月 第1水曜日 16~20時 ▶ 11月は 5日(水)

対面
(福島事務所へ来所)
*郡山駅東口徒歩5分



予約
優先制

ご予約は電話で

ご自宅からも利用できます



完全予約制
(先着順)

電話

オンライン
(Zoom会議)

詳しい
予約方法等は
こちらから



024-941-0164

予約電話受付
平日10時~16時

第五次追補の追加賠償の増額など、最近の和解事例です

【生活基盤喪失慰謝料が増額された事例】

公表番号2104

■申立人：帰還困難区域(双葉町)に居住していた方の相続人
■ポイント及び和解内容：被相続人が先祖代々続く農家の実家で生まれ育ち、**原発事故当時の居住期間が80年以上にわたっていたこと、農業を営み、地域の農業の中心的役割を担うなど地域社会との強い関わり合いがあったこと**等を考慮し、**生活基盤喪失による精神的損害**(中間指針第五次追補の定める目安額700万円)の**増額分**として120万円の賠償が認められるなどした。



【家族別離、持病等による増額が認められた事例】

公表番号2128



■申立人：避難指示解除準備区域(双葉町)に居住していた方
■ポイント及び和解内容：
①心臓の持病により**身体障害等級1級の状態であった中で避難を余儀なくされたことに加え、一時別離した長男家族からの支援も得られなかったこと**等を考慮した、障害を理由とする**日常生活阻害慰謝料の増額分**(平成23年3月から平成30年3月まで月額3万円又は6万円。ただし、既払金は控除。)の賠償、
②家族別離を理由とする**日常生活阻害慰謝料の増額分**(長男家族との別離期間につき月額1万円)のなどの賠償が認められた。

【過酷避難慰謝料の増額が認められた事例】

公表番号2133

■申立人：原発事故発生の直前に帰還困難区域(双葉町)所在の病院で出生した方
■ポイント及び和解内容：**出生直後に退院を強いられたため、新生児に対して行われるべき病院での看護等を受けられなくなったこと、そのような状況の中で避難先を転々としたこと**等を考慮して、**過酷避難状況による精神的損害**として60万円(中間指針第五次追補の定める目安額30万円から30万円**増額**)の賠償が認められるなどした。



生活基盤の喪失とは

長期間にわたり住居があった区域に帰還することができない状況が続き故郷が失われたとの同様の状況が生じたことをいいます

日常生活阻害慰謝料とは

避難等を余儀なくされたことにより日常の平穏な生活が長期間妨げられたために生じた精神的苦痛に対する慰謝料です

過酷避難状況とは

着のみ着のまま取るものも取り敢えず避難したなど避難の状況が過酷であったことをいいます

「ADRは、手続きが大変そう」と思われている方へ

ADRの申立て手続きの解説漫画をご覧ください

未来と希望のために
もうひとつの選択肢 **“ADR”**



こちらから
ご覧いただけます



東電福島第一原子力発電所事故を受けて家族と共に浜通りから避難したワカイ ススムがADRセンターの存在を知り、原発事故により“止まってしまった時間”を再び進められるようになるまでの物語と、最近の代表的な和解事例等について、分かりやすく解説しています。